

令和 8 年度

第 1 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 8 年 4 月 7 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 45 分

場所 庄原市総合体育館

議案第 1 号 会長専決事項について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫		○	13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	道下 和子	○	
7	須應 敏明	○		19	井上 伸啓	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	小田 徳生	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	中村 雅文		○
係 長	森戸 活美	○		主 任	石田 泰清		○
主任主事	光保 克敏	○		(高野出張所)			
主任主事	木村 泰三	○		出張所長	平岡 靖之		○
(西城出張所)				主 任	島田 竜矢	○	
出張所長	日野原 祥二		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	今西 隆行		○
				参 事	掛札 靖彦	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 恵美	○		出張所長	六原 善博		○
主 事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦	○	

事務局長	ただ今より、令和８年度第１回庄原市農業委員会総会を開催いたします。（午後１時３０分） 本日は１番原田委員から欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長を務めていただきます。
議長	（挨拶）
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は２３名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 ８番寺西委員さん、９番森兼委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それではまず、議案第１号「会長専決事項について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。
事務局長	庄原市農業委員会規則第１２条の規定に基づき、農業委員会事務局員職員の任免について専決処分をしたので報告します。 （本所、出張所職員の異動について読み上げて説明）
議長	以上で説明が終わりました。 皆様から何かご質疑等はありませんか。 （なしという声）
議長	それでは採決に移ります。 議案第１号「会長専決事項（職員の異動）について」承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。 （事務局員自己紹介）

議長	それでは次の議案に移る前に、あらかじめ送付した議案に訂正がありますので、事務局から報告をお願いします。
事務局員 (本庁)	議案の訂正について報告します。 【訂正箇所】 ・議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 受付番号 3：現地確認の結果、現況が農地でない旨をお伝えしたところ取り下げとなりました。 受付番号 4：現地確認の結果、現況が農地でない旨をお伝えしたところ取り下げとなりました。 ・議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」 受付番号 3：字の八坂谷の阪の字が「つちへん」でなく「こざとへん」なので訂正 ・議案第 6 号「非農地証明申請について」 受付番号 2：現地確認の結果、転用申請にて処理する必要がある旨をお伝えしたところ取り下げとなりました。 以上、報告いたします。
議長	それでは議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号 1 と 2 と 4 から 11 の 10 件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明（以下 略）
議長	以上で説明が終わりました。 皆様よりご質疑・ご意見はございますか。
21 番天根委員	受付番号 10 と 11 について、譲受人は同一人物ですが、理由で「建物その他土地を購入する」とあります。建物その他土地はどのように扱っていくのでしょうか。
事務局員 (本庁)	譲受人は不動産業を営んでおり、建物と建物に附属する宅地を合わせて購入される予定です。農地については、譲受人自身で耕作されます。建物と附属土地については今後、不動産業で扱われるとのことでした。

議長	ありがとうございました。ほかにはございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 1 と 2 と 4 から 11 の 10 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 1 と 2 と 4 から 11 の 10 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	失礼いたします。 議案第 3 号 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。 原案の内容は中間管理機構を通じて農地の利用権を設定するものです。 内訳としましては、1 年契約が 1 件 3,888 m²、2 年契約が 1 件 4,127 m²、3 年契約が 17 件 84,033 m²、4 年契約が 3 件 21,899 m²、5 年契約が 17 件 64,392 m²、6 年契約が 6 件 25,121 m²、9 年契約が 1 件 4,606 m²、10 年契約が 21 件 100,023 m²、11 年契約が 5 件 36,312 m²、合計 72 件 344,401 m²となっております。 詳細は、議案資料 1 ページから 150 ページのとおりです。 なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者もしくは事後の変更として地域計画の見直しの際、目標地図に位置付ける者であることを本市農業振興課から確認しております。 以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。 説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	採決の前に「農業委員会等に関する法律」により議事参与の制限を受けることとなる、9 番森兼委員のご退席をお願いします。 《退席の確認》
議長	それでは採決に移ります。 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案の原案について異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。 森兼委員、席にお戻りください。 《着席の確認》
議長	続きまして、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号 1 から 6 の 6 件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号 1 位 置 等： 説明資料 10, 11 ページに記載 転用事由： 農業用施設用地（牧草ロール置き場） 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外見込 そ の 他： なし

事務局員 (本庁)	受付番号 2 位 置 等： 説明資料 10, 12 ページに記載 転用事由： 車庫及び農業用倉庫（追認許可を求める申請） 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外見込 そ の 他： 顛末書の提出あり 受付番号 3 位 置 等： 説明資料 10, 13 ページに記載 転用事由： 墓地 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外見込 そ の 他： なし
事務局員 (東城出張所)	受付番号 4 位 置 等： 説明資料 14, 15 ページに記載 転用事由： 墓地、進入路（進入路については追認許可を求める申請） 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外手続き中 そ の 他： 顛末書の提出あり 受付番号 5 位 置 等： 説明資料 14, 16 ページに記載 転用事由： 資材置き場（追認許可を求める申請） 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外手続き中 そ の 他： 顛末書の提出あり

事務局員 (高野出張所)	受付番号 6 位 置 等： 説明資料 17～19 ページに記載 転用事由： 工場用地 資金計画： 自己資金と借入資金 他 法 令： 盛土法については広島県へ手続き中 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外手続き中 そ の 他： なし
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。
7 番須應委員	受付番号 6 について、資料の公図と比較して写真や位置図の形状が違うように見えますが、理由はあるのでしょうか。
事務局員 (高野出張所)	資料の公図については、法務局で古い状態のものしか記録が残っておらず、表示される図面も当時の境界線のままとなっているため、現状の境界と差異が生じてしまうものとなっています。実態としては、写真と位置図のものが現状の境界線となっております。
21 番天根委員	受付番号 3 と 4 について、申請内容が「番地の一部」という表記になっております。これは、分筆をせずに転用を行うということでしょうか。
事務局員 (本庁)	転用申請を受け付ける際、農地の一部を転用する場合は、原則、分筆をしていただくよう申請者をお願いをしております。しかし、申請者が分筆を前提とせず、転用をする区画を明確にされた測量図や設計図等を示された場合は、農地法の手続き上、申請を受理および許可する扱いとなっております。 この取り扱いについては、事務局で改めて整理させていただきます。
議長	ありがとうございました。ほかにはございませんか。 (なしとの声)

議長	それでは採決に移ります。議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請について」受付番号１から６の６件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請について」受付番号１から６の６件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号１から５の５件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号１ 位 置 等： 説明資料 10, 20 ページに記載 転用事由： 一般住宅 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外見込 そ の 他： なし 受付番号２ 位 置 等： 説明資料 10, 21～31 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外見込 そ の 他： なし

事務局員 (本庁)	受付番号 3 位 置 等： 説明資料 10, 32 ページに記載 転用事由： 資材置き場（工事に伴う一時転用） 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要 そ の 他： なし
事務局員 (東城出張所)	受付番号 4 位 置 等： 説明資料 14, 33 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要 そ の 他： なし
事務局員 (口和出張所)	受付番号 5 位 置 等： 説明資料 37, 38 ページに記載 転用事由： 水稻乾燥調製施設、倉庫兼事業所、もみ殻置き場、 駐車場、通路、転回場、作業スペース 資金計画： 自己資金と借入資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外見込 そ の 他： なし
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はありませんか。 （なしとの声）
議長	それでは採決に移ります。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 1 から 5 の 5 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はありませんか。

	(異議なしとの声)
議長	それでは、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 1 から 5 の 5 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 6 号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号 1 と 3 と 4 の 3 件について事務局からの説明を求めます。
	(説明 以下 概要)
事務局員 (東城出張所)	受付番号 1 位置等：説明 14, 41 ページに記載 潰廃事由：傾斜がきつく、耕作が不便であり昭和 62 年頃から管理できなくなり、現在原野になっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (比和出張所)	受付番号 3 位置等：説明資料 42～45 ページに記載 潰廃事由：①平成 27 年 7 月に取得した農地は、平成 3 年ごろから耕作放棄地で管理ができず、山林・原野化しており、このたび地目変更登記をするため。 ②平成 18 年に相続した農地は、父の死去により管理ができておらず、山林原野化しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：①②ともに申請地は山林・原野化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。

事務局員 (総領出張所)	受付番号 4 位 置 等：説明資料 46, 47 ページに記載 潰廃事由：平成 24 年に相続した時から荒廃しており、父が所有していた平成 10 年ごろから原野化したと考えられる。このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 6 号「非農地証明申請について」受付番号 1 と 3 と 4 の 3 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは、議案第 6 号「非農地証明申請について」受付番号 1 と 3 と 4 の 3 件を申請のとおりに証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。 (その他事項について資料にて説明)
事務局員 (本庁)	○会長報告 ○報告事項 ・ 3 月役員会 ・ 令和 7 年度最適化活動の点検・評価のスケジュールについて ・ 推進委員の応募等の状況について（令和 8 年 3 月 31 日時点）

事務局員 (本庁)	○協議事項 ・令和８年度最適化活動の目標設定について ・農地利用最適化推進委員の追加募集について ○今後の主な日程 の報告を行った。
議長	以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等はございますか。 (なしとの声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第１回農業委員会総会を閉会といたします。(午後３時４５分)

以上、会議の顚末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和８年４月７日

議 長
(道下 和子) _____

８番委員
(寺西 玉実) _____

９番委員
(森 兼 貢) _____